

身体拘束等最小化のための指針

小田原市立病院

身体拘束最小化チーム 2025.6.18 改訂

1.身体拘束等最小化に関する基本的な考え方

1) 理念

身体拘束等は、入院患者の生活の自由を制限することで重大な影響を与える可能性がある。小田原市立病院では、入院患者の一人一人の尊厳に基づき、安心・安全が確保されるように身体拘束等についての基本的仕組みを見直し、運営する。身体的・精神的影響を招く恐れがある身体拘束等は、緊急時や安全性が確保出来ないと医学的に判断された場合を除き原則禁止とする。身体拘束を安易に適正化することなく、職員一人ひとりが身体拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしないケアの実施に努める。

2) 基本方針

(1) 身体拘束廃止に向けての基本方針

小田原市立病院では、原則として身体拘束及びその他の行動を制限する行為を禁止する。

身体拘束その他入院患者の行動を制限する行為にあたるものとして、厚生労働省が「身体的拘束ゼロへの手引き」の中であげている具体的な行為を示す。

- ①徘徊しないように、車椅子や椅子・ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む
- ④点滴・経管栄養などのチューブを抜かないように、四肢を紐等で縛る
- ⑤点滴・経管栄養などのチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないよう手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- ⑥車椅子・椅子からずり落ちたり立ち上がったりにしないように、腰ベルト、車椅子テーブルを付ける
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する
- ⑧脱衣やオムツ外しを制限する為に、つなぎ服を着せる
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢を紐等で縛る
- ⑩行動を落ち着かせる為に、向精神薬を過剰に内服させる
- ⑪自分の意思で開けることが出来ない居室等に隔離する

(2) やむを得ず身体拘束等を行う場合

本人または他の入院患者の生命及び身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、切迫性・非代替性・一時性の3要件を満たした場合のみ、本人・家族への説明を同意を得て実施する。また、身体拘束を行った場合は、十分な観察を行うとともに、その行う処遇の質の評価及び経過記録を行い、できるだけ早期に身体拘束等を解除するように努力する。

・切迫性

患者本人又は他の入院患者の生命・身体・権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

・非代替性

身体拘束等その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと

・一時性

身体拘束等その他の行動制限が一時的であること

3) 身体拘束等最小化に取り組む姿勢

(1) 多職種との連携

カンファレンスの実施は複数の職種で行い、身体拘束等についての評価・必要性を論議すること。

各職種は専門とする知識・視点で身体拘束等最小化に向けた意識をもち意見をすること

(2) 背景の理解

必ず対象患者等の問題行動等に至った経過をアセスメントすること

アセスメント結果においては記録を行い、カンファレンスを通じて各職種への共通認識を図れるようにすること

(3) 限定実施

身体拘束等は継続的に実施されるものではない、身体拘束等は一時的に行うこととし、期間を定め、定期的なアセスメントを行い、身体拘束等解除に向けて取り組むこと

3) 身体拘束を行う場合のフロー

(参照：安全管理マニュアル III-5 身体抑制に関する方針と身体抑制適応基準)

① 身体拘束の必要性についてアセスメント

*拘束判断基準（切迫性、非代替性、一時性）を満たしているかについて、原則として、医師、看護師で判断

② 原因へのアプローチ（身体拘束に代わる方法の実施）

③ 拘束基準を満たしている場合、医師より指示を受け、計画の立案をする。

④ 患者、家族への説明と同意を得る（同意書の作成）

⑤ 身体拘束開始（解除出来る時期を多職種でカンファレンスを行い検討）

⑥ 身体拘束実施中の記録と観察

⑦ 継続・終了の検討

⑧ 医師より身体拘束解除の指示を受ける

2. 身体拘束最小化委員会の設置

1) 設置目的

①院内で身体拘束廃止に向けて現状把握及び改善についての検討を行う

②身体拘束を実施せざるをえない場合の検討を行う

③身体拘束を実施した場合の解除への検討を行う

④身体拘束廃止に関する職員全体への指導を行う

2) 身体拘束最小化委員会の構成員

医師、看護師、作業療法士、MSW

3) 身体拘束等に関する報告について

(1) 各部署は毎日身体拘束の実施人数をファイルサーバー→看護部→抑制実施件数へ入力する

(2) 毎月1回 安全管理委員会で、身体拘束等実施状況を報告する

(3) 各部署の身体拘束等の一時解除率について記録を監査し、各部署にフィードバックを行う

3. 指針の閲覧について

小田原市立病院の身体抑制適正化のための指針は、求めに応じていつでも患者及び家族等が自由に閲覧できるようにするとともに、ホームページへも公表する。

2024 年 6 月

2025 年 6 月 18 日改訂